

令和元年5月30日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03360

研究課題名(和文) 保護処分の法的性格に関する研究

研究課題名(英文) Legal Character of Protective Measures

研究代表者

川出 敏裕 (Kawaide, Toshihiro)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：80214592

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、現行少年法上の保護処分の法的性格について、保護処分の執行内容、及び、保護処分の成人への適用という2つの問題との関係で再検討したものである。まず、の問題については、少年の健全育成も、あくまで少年の再非行の防止にとどまるべきだという観点から、少年院での処遇、保護観察それぞれについて、その執行段階における処遇の目的と限界を明らかにした。また、の問題については、保護処分を若年の成人にも課すことは、その正当化根拠から見て困難であるという結論に達した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成29年3月から開催されている、法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会においては、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合にも、少年法の適用対象年齢を維持し、民法上の成年である者を保護処分に付すことの当否、及び、少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合に、18歳、19歳の者を対象として、特別予防を目的とした新たな処分をけることの当否について議論が続けられている。本研究は、両者の問題について、検討のための理論的基盤を提供することができるものである。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on the legal character of the protective measures of the present Juvenile Act in relation to two problems. The first is the content of execution of protective measures and the second is the application of protective measures to adults. The conclusion of the first problem is that the treatment in the juvenile training school or on probation is limited from the purpose of the Juvenile Act, prevention of delinquency. Regarding the second problem, it's difficult to impose protective measures to adults from its justification basis.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：少年法 保護処分 少年院 保護観察

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

少年法に基づき、少年に対して言い渡される保護処分が、刑罰といかなる点で異なるのかという問題は、これまで、保護処分が制裁としての性格を持つのかという観点から論じられてきた。そして、その議論は、これまでは、主として、保護処分に付するためには、少年に責任能力が備わっている必要があるのか、非行事実と保護処分とに均衡が要求されるのか、という2つの問題を解決するためになされてきた。

しかし、保護処分の性格をどのように捉えるかという問題は、実はより多くの問題に関わるものであり、これまでは、そのことが十分に意識されてきたとは言い難かった。このことは、何よりも、保護処分の性格についての議論が、保護処分の執行面にどのように反映されるのかが明らかでないことに現れている。また、保護処分を成人に課することができるかという問題も、保護処分の法的性格をどのように考えるのかということと密接な関係があるにもかかわらず、十分な検討がなされていなかった。そうした中で、民法の改正により、成年年齢が18歳に定田下られることが決まったことに伴い、少年法の適用対象年齢も18歳未満にしたうえで、それとあわせて、一定年齢以下の若年成人についても、事案に応じて保護処分を課することができるようにすべきだという提案がなされた。そのため、保護処分の法的性格を明らかにしたうえで、その当否と限界を明らかにすることが求められる状況が生じていたのである。

2. 研究の目的

保護処分が制裁としての性格を持つのかという問題は、これまで、専ら、審判段階でのいくつかの問題の解決を前提に議論がなされてきた。本研究は、この保護処分の法的性格という問題を、保護処分の執行内容、及び、保護処分の成人への適用、という問題との関係で再検討するとともに、それを通じて、の問題については、少年院での処遇、保護観察それぞれについて、その執行段階における処遇の目的と限界を明らかにし、また、の問題については、保護処分を若年の成人にも課することの当否と、その具体的な方法を検討することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究は、本研究課題についての国内及び諸外国の文献の調査と、少年院及び保護観察における処遇内容の実態に関する関係者へのインタビューを柱として行った。なお、海外調査の中心であったドイツについては、現地調査を行う予定であったが、訪問予定機関との日程調整がうまくいかず、実施することができなかった。

4. 研究成果

(1) 本研究を開始するのと時を同じくして、少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げるべきか否かの議論が本格化した。公的にも、平成27年11月に法務省に「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が設置され、民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合に、成年として扱われる18歳・19歳の者に少年法を適用することの可否、及び、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げた場合に、既存の保護処分に準ずる新たな処分を課することの当否についても検討を行った。その検討結果は、平成28年12月に、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書として公表された。この報告書の公表を受けて、平成29年2月に、法務大臣から法制審議会に対して、「少年法における『少年』の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方」について意見を求める諮問がなされ、平成29年3月から、法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会において審議が開始された。

私は、前者の勉強会にはオブザーバーとして、後者の部会には幹事として参加し、その議論に参加すると並行して、本研究の課題について検討を行った。その成果は、以下のとおりである。

(2) 18歳、19歳の年長少年も含めて、少年法の下での手続及び保護処分に付された者への処遇が、それらの者の改善更生と再犯の防止のために機能してきたことは争いのないところであり、このことは、法制審議会のメンバーの中でも意見の一致がある。少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げるということは、18歳、19歳の者が、そのような処遇を受けられなくなることを意味する。この問題は、とりわけ、成人であれば起訴猶予や罰金で済んでしまうような、比較的軽微な犯罪を行った少年について妥当する。仮に、少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げたうえで、18歳、19歳の者を含む若年成人を対象とした新たな刑事政策的措置を考えると、それは成人に対する処分であるから、責任主義の観点からの制約がかかり、対象者の改善更生のために、行為責任を超える処分を課することはできないからである。つまり、比較的軽微な犯罪を行った18歳、19歳の者については、これまでと同様な処遇や働きかけがなされなくなる可能性が高く、そうすると、再犯が増加することも懸念される。処遇効果という観点からは、少年法の適用対象年齢を下げる理由はないばかりか、むしろマイナスの効果を生じさせる可能性があるということであり、ここに、今回の改正論が実務の内在的要請によるものでないことが、明瞭に示されている。この点を理由として引き下げに反対しないし否定的な意見が、少年事件に関係のある多方面の実務家から出されているのは、十分理解できる

ところである（刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター編『少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』（日本評論社、2018年）、日本弁護士連合会「少年法における『少年』の年齢を18歳未満とすることに反対する意見書」（2018年11月）、「（特集）実務から見た少年法適用年齢の引下げ」家庭の法と裁判17号（2018年）4頁以下等）。

(3) これに対し、公職選挙法や民法の改正にあわせて、少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げるべきだとする見解の論拠の1つは、一般的な法律において「大人」として取り扱われることになる年齢は、一致するほうが国民にとってわかりやすく、18歳に達したものに対して大人としての自覚を促すという観点からも適切であるという点にある。そして、そのことが、18歳、19歳の者による犯罪の抑止につながるという意見もある。

しかし、人の成長過程は、生物学的にも社会的にも連続的なものであるから、一定の年齢に達した者を成人と定める線引きは、特定の目的に基づく政策的な判断にほかならない。そうである以上、何歳をもって成人とするかは、それぞれの法律ないし制度が、成人である者に対して、権利、義務を含めて、いかなる地位を与えようとするかによって決められるべきものである。それゆえに、少年法の適用対象年齢が、必然的に、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢と連動しなければならないものではない。

ただし、その一方で、それぞれの制度において、成人と未成年者について異なる取扱いをする根拠に共通性がある場合には、その間の整合性をとることが求められる。この点、少年法は、少年が未成熟で可塑性に富むことを根拠に、その改善教育という観点から、保護原理（パターンリズム）に基づく国による後見的な介入を認めており、一方、民法においても、未成年者は親の監護権に服するという意味で、少年と未成年者の地位には共通性がある。それゆえ、少年法の適用対象年齢についても、民法の成年年齢が18歳に下がったことをどのように考えるかが問題になってくる。具体的には、民法上成年となった18歳、19歳の者を、少年法上は「少年」として取り扱い、保護処分の対象とすることが、少年法による介入の正当化原理との関係で許容されるかどうかである。

(4) 少年法では、犯罪行為が行われていなくても、一定のぐ犯事由があれば少年院送致を含む保護処分に付することができ、また、犯罪少年について、その要保護性が認められる限り、犯した罪に見合った責任を超える保護処分に付することができるものと理解されている。このように犯罪行為に対応する責任を超えてまで権利・自由を制約することが正当化され得る根拠については、少年は、自律的な判断能力が不十分であることから、本人の健全育成のために、後見的に国家が介入し、本人の自由を制約することも許されるという保護原理によって説明されてきた。この保護原理が、民法上成年に達した18歳及び19歳の者にも適用できるのが問題となる。

民法では、未成年の子の監護・教育は一義的に親権者に委ねられており（民法820条）、親権者には、未成年の子の人格形成・健全育成の全般にわたる発達を期し、保護を図る観点から、居所指定権、懲戒権、職業許可権、未成年者の法律行為に係る同意・取消権等の広範な権限が認められている。こうした親権の作用は、未成年の子側から見れば、権利・自由に対する制約になるが、そのような制約も、自律的な判断能力が十分でない者の保護のため、最もふさわしいと考えられる者に認められた権限として正当化されると考えられている。そして、少年法がその目的として規定する「健全な育成」、すなわち、少年が非行に及ばないようにすることも、親権者が行うべき監護・教育の重要な内実であると考えられる。

少年法の保護原理の根拠を何に求めるかについては争いがあるが、現行少年法の制定経緯などから、それを国親（パレンス・パトリエ）思想によって説明する見解が有力である。この考え方によれば、未成年者に対しては、親権者による監護・教育がなされることを前提に、未成年者が非行に及んだことは、親権者による監護・教育が全うされていないことの一つの徴表であるといえるので、少年法は、そのような場合に、罪を犯した未成年者の健全な育成を期して、補充的・後見的に国家が介入し、未成年者を保護処分に付することとしていると理解される。つまり、少年法における保護処分は、少年が親権者の監護・教育権に服する存在であることを基本的な前提とし、そのような者に対して補充的・後見的に国家が介入するものであると考えられるわけである。このような理解によれば、18歳、19歳の者が親権に服さないこととされた以上は、これらの者に対して国家が少年法の保護原理に基づき保護処分を行うことは正当化できないことになる。

他方で、少年法の保護原理の根拠としては、国が親に代わって監護・教育を行うということではなく、より端的に、少年が健全に成長するという本人の利益を図るために、国が後見的な介入をすることが認められるという意見もある。この考え方に立つ場合、何歳までの者について、未成熟であるとして後見的な介入を認めるかは、一義的に定まるものではなく、政策的な判断になる。そして、少年の健全な成長を図るために後見的な介入を行う要請は、少年法の領域に限らず、他の法領域にも妥当するため、その政策的な判断には、法制度全体を通じた整合性が求められるが、後見的な介入を認めるかどうかの判断にあたって、その基本をなすのは、人の基本的な地位、権利・義務に関わる民法の領域であると考えられる。そうだとすると、今般の民法改正において、立法者が、成年年齢を引き下げ、18歳、19歳の者については、親権

に服させる必要がないものとしてその対象から外し、自律的な判断能力を有する者であるとする政策的判断をしたわけであるから、そのような18歳、19歳の者について、少年法の保護原理によって、一般的に、「健全な育成」を図るためという理由で、国家による直接的な権力行使として、施設収容を含めた権利・自由の制約を伴う保護処分が付することができるものとする事は、法制度全体としての整合性という観点から疑問があることになろう。これが、少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げるべきとする見解の最大の論拠である。

(5) もっとも、この考え方に立つ場合にも、単純に、18歳、19歳の者を少年法の適用対象から外すとした場合には、前述のとおり、とりわけ軽微な犯罪を行った者について、十分な処遇を受けないままに終わってしまう懸念が生じることも否定できない。そこで、部会では、18歳、19歳の者について検察官が起訴猶予とした場合には、家裁に送致し、家裁が調査を行ったうえ、行為責任の枠内で、その改善更生のための処分を行うという構想が検討されている。

この新たな処分は、行為責任の枠内で課されるものである点で、保護処分とは異なるものであるが、手続としては、これまで家裁が少年保護事件で行ってきたことを、限られた範囲とはいえ、成人に対しても行おうとするものである。直接には、少年法適用対象年齢が引き下げられ、18歳、19歳の者がその対象から外れた場合の対処として考えられたものであるが、理論上は、その対象が18歳、19歳の者に限られる理由はない。今後の方向性として、長期的に、少年人口が減少し、少年保護事件も減少していく中で、家裁が扱う対象を若年成人にまで拡大し、これまで蓄積された家裁のノウハウを活かすことが考えられ、新たな処分は、その嚆矢となるものと位置付けることもできるであろう。

家裁が扱う対象を広げていくという考え方は、少年法の適用対象年齢を引き下げないとした場合にも妥当しうるものである。引き下げに反対する見解からは、その理由として、若者の成熟が以前よりも遅くなっていることや、脳科学の知見として、人の脳が25歳頃まで発達を続けることが指摘されている。この認識に立ったうえで、民法の成年年齢と少年法の成人年齢を一致させる必要はないというのであれば、少年法の適用対象年齢は、引き下げないのではなく、むしろ引き上げるべきだということになるはずである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

川出敏裕、宣告猶予制度について、法学新報、査読無、125巻11・12号、2019、35-64

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

川出敏裕、金光旭、成文堂、刑事政策(第2版)、2018、533

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。